

- 三、敷金聯合會費の件
- 1、聯合會費撤廢のこと（一人一ヶ月三十錢）
- 2、一ヶ月の敷金撤廢のこと但し今迄の敷金は即時支拂のこと（一人一ヶ月一圓）
- 四、退店解雇に關する件
- 1、退店の時は店員より退職申出の日より十日を経たる時は店員は自由に職を辭し得ること
- 2、退店の場合は給料積立金を一時に支給すること
- 3、解雇の場合は店に損害を及ぼさざる限り給料積立金及解雇手當を支給すること（從來五圓支給）
- 五、店員若くは家族に病氣又は重大なる事故ある時は五日以

- 上の休暇を與ふること
- 六、不要取替に關連したる店員を職首又は減給せざること
  - 七、不要取替に依りたる費用は一切店に於て負擔すべく右の事項は本日より直ちに實行すること其他の事項は現狀のまま維持すること

配達人 二十名 運 賃  
理事長宛

解決條件

- 一、辯償に關する件
- 三、擴張規定中二十一日より十四日迄の止メ紙に對する辯償金三十五錢は撤廢す（承認）
- 四、退店解雇に關する件
- 三、解雇の場合は店に損害を及ぼさざる限り給料積立金

